

特定教育・保育施設における利用者負担額多子世帯軽減の拡充を求める意見書

本年4月より、子ども・子育て支援新制度がスタートした。新制度の実施に先立って、子育て世帯への経済的支援による少子化対策の一環として、幼稚園、保育所等の保育料の多子世帯軽減が実施されてきた。

ところが、内閣府子ども・子育て本部に就学前教育・保育に関わる事業が統括された新制度への移行の際、従前の文部科学省、厚生労働省のもとでの異なる軽減の制度が引き継がれたために、同年齢の子どものいる世帯に著しい負担の不均衡が生じている。

すなわち幼稚園等を利用する1号認定の子どもにあつては「小学校3年生以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目以降は半額、3人目以降は無料」であり、保育を必要として保育所等を利用する2号、3号認定の子どもにあつては「小学校就学前の範囲において、保育所等を利用する最年長の子どもから順に2人目以降は半額、3人目以降は無料」となっている。

人口減少・少子化に歯止めをかけ、「誰もが安心して子どもを生み育てることができる社会」の実現のために、就学前教育・保育に関わる保護者負担の軽減は急務である。

よって本市議会は、政府及び国会に対して下記の実現のために必要な措置を講ずることを強く要望する。

記

- 1 保育1号認定、2・3号認定の違いに関わらず、第2子、第3子以降の利用者負担額多子世帯軽減の対象を「18歳以下の子ども」に拡充すること。
- 2 そのために必要な財源を平成28年度予算において確保し、関連予算の増額を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月17日

泉 大 津 市 議 会

送付先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣